

基本的人権と国民の義務をめぐって

森口美都男・松島 淑



基本的人権の意味をめぐって

松島 まず森口先生から『日本国憲法』にうたわれてい
る「基本的人権」という言葉の意味、沿革について、簡
単にご説明いただきたいと思います。

森口 「基本的人権」という言葉は『日本国憲法』(11.1946)
には前文以後条文の中に三回(一一条、九七条)しか出て
こない。この言葉は『国際連合憲章』(6.1945)を除けば
『日本国憲法』がはじめてで、次に『世界人権宣言』(1948)
の序文に出てきます。この後、独立した百五十以上のもの
の憲法には、多分含まれているでしょうが、私には興味
がありません。

もともと「基本権」と「人権」それに「市民権」とは、

別々に論議されてきたのが「国際連合憲章」や『ポツダ
ム宣言』(7.1945)で、一緒にたにされたのではないか。

「ファンダメンタル・ヒューマン・ライツ」と。その語
源は、私の調べた限りでは『ポツダム宣言』とその直前
の『国際連合憲章』以前は不明なんです。日本も御前会
議で「ポツダム宣言」を受諾することに決した訳です
が、憲法に、「基本的人権の尊重」を入れざるをえない。
そこで憲法公布記念式典の「勅語」にも、当然出てきま
す。今の岩波書店版の六法全書にはこの「勅語」は載っ
ていませんが……。

さて、「基本権」ですが、これは、ミラボーという十
八世紀の重農主義者が、基本権(droits fondamentaux)と
いう語句を使っています。が、彼はフランス革命の初期、

「人権宣言」を張り出すことに反対した人です。だから「基本権」と「人権」とは、もともと別のもののなのに、存外これが知られていない。

次に「人権」ですが、どうやらフランス革命の皮切りとなった高札文中の「*Droits de l'homme*」ないし、これをまねたベルギー、フランクフルト、プロイセン等の憲法前文に由来をもつことも考えられます。

松島 先生から事前にいただいたメモランダムを拝見しておりますと、「人権」「人権」といっても、現代では非常に卑俗化されてしまっていて、とくに日本においては、欲望のおもむくまま「物欲し根性」の代名詞のようにおとしめられている。そうした現状に対する憤まんやるかたない思いのようなものが、感じられたんですが……。

森口 「日本国憲法」の第三章には「国民の権利及び義務」とあって、ちゃんと標題に「義務」が入っています。また、第三章第一二条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利

用する責任を負ふ」(「世界憲法集」岩波文庫)とあります。

ここで、二つの語句、まず「濫用してはならない」(傍点筆者、以下同じ)——そこを強調しておきたい。私達は、今それを忘れて権利主張ばかり——ずいぶん平気で濫用していますね。クローン人間とか体外受精の倫理委員会だとか臓器移植の生命倫理委員会とか、政治倫理とか映画倫理とかいうけれど、あれは名前だけの倫理で、こういう形式をとれば何でもやれる。真の宗教がなければ、倫理は無効です。そのうち日本でも、アメリカみたいに、エイズが幾何級数的にふえるでしょうね。濫用は**abus**の結果です。誤解を恐れずいえば、現存の核兵器など、事実上使えないのだから、そう騒がなくてもいい。

松島 先生と以前対談させていただいた時、シモーヌ・ヴェーユの「宗教を離れたヒューマニズムは悪である」との言葉を引用しておられたのを、鮮烈に覚えています。私も、全く同感でして、内的規範を欠いたヒューマニズム、権利意識とは、際限のないエゴの肥大化でしかないからです。

森口 次に第二に「公共の福祉」ということです。続く

第一三条には「……生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と。「公共の福祉に反しない限り」と、ちゃんと条件がついている。それも、今、忘れられてはいませんか。また「幸福追求」も「浄福追求」ではなく、下品で低劣な「快樂追求」になってはいませんか。「祉」の「示へん」はもともと宗教性を示す漢字なのに。

かの有名なTは、公共の福祉に反することを言わなかったか、「赤信号、みんなで渡ればこわくない。」また、殴り込むのもよくないが、彼のガールフレンドを追つかけてまわして暴力沙汰で取材するとか、写真をとるとか、これはもつとおかしい。これはすべて、公共の福祉に反する違憲行為ですよ。もつとも、今の欧米では、もつと酷いらしいですね。

松島 よく分かります。じつは私、何年か前京都大学の大学祭に、あるサークルから招かれて参加し「仏法者からみた平和憲法の意義」と題して、少し喋ったことがあります。そこで私が強調したかったことの一つは、エ

ゴイズムとヒューマニズムを混同するな、ということですよ。『日本国憲法』の基調をなしている理想主義、平和主義、国際主義を具体化していくためには、我々自身の生き方における、非常に質の高い、純度の高いヒューマニズム——ヒューマニズムという言葉そのものは、大変曖昧な言葉ですが——が要請される。にもかかわらず、高度成長期以降の日本は、太平楽をきめこんでヒューマニズムとエゴイズムとを、それと自覚もせぬまま、はき違えてきた。「憲法の形骸化」の根底にあるのは、その問題だ、といったんです。先生のおっしゃることにも通ずると思います。

ところで先生、歴史的にみて「人権」という言葉が、最も生き生きとして、清冽な響きをたたえていたのはいつですか。

森口 それはフランスの「人権宣言」前史——何が基礎になってフランスの「人権宣言」ができたのか、という問題になります。少し前までは、「人権宣言」の由来を、ルソーや自然法論者に求める学者もいましたが、イエリネック父子やデュギーによって大體論破されて、北米の

『ヴァージニア権利章典』に求める説が有力です。

松島 では、人権というものの内実が、最も生き生きと息づいていたのが、アメリカの独立、なかならず『ヴァージニア権利章典』であるということですか。

森口 そうです。

これは、非常に大切なところですから、アーティクルズ(条項)の一五と一六とを、記しておきましょう。

(一五) およそ自由なる政治を、あるいは自由の享受を、人民に確保するには、ひとり正義、中庸、節制、質素および廉潔を固守し、人権の根本的諸原則をしばしば想起すること以外には方法がない。

(一六) 宗教、あるいは創造主に対する礼拝およびその様式は、武力や暴力によってではなく、ただ理性と信念によってのみ指示されるものである。それ故、すべて人は良心の命ずるところにしたがって、自由に宗教を信仰する平等の権利を有する。お互いに、他に対してはキリスト教的忍耐、愛および互助をはたすことはすべての人の義務である。

〔人権宣言集〕岩波文庫

「……質素および廉潔を固守し、……想起すること以外には方法がない」

外に方法がない」あるいは「……義務である」といった形で、権利を保持するためには、このことが大事なのだと、おさえているでしょう。そこが重要なんです。

「節制」とか「質素」とか、非常に美しい徳目でしょう。現代の快楽追求本位とは正反対です。それに「経済的繁栄」を求めた『大西洋憲章』も『ボツダム宣言』も日本は忠実に守ったので、今や叩かれ続けです。また「キリスト教的忍耐」の意味ですが、パウロの『ローマ人への手紙』第五章に「艱難は忍耐を生じ、忍耐は鍛練を生じ、鍛練は希望を生ずる」とあるように、忍耐も、非常に重要だと思う。安逸を求めず、どちらかといえば艱難を悦ぶ。

松島 そうした宗教を背景にした倫理性がアメリカ独立を推進したエネルギーを特徴づけていたわけですね。

ところで、今日、お持ちすればよかったのですが、池田SGI(創価学会インタナショナル)会長が、毎年、一月二十六日のSGIの日に「記念提言」を発表しているのですが、昨年のそれ(『民衆の世紀』へ平和の光彩)で、まさにその点に論及しているんです。

いわゆる初期ニューイングランドにおけるタウンシップ(郡区)や、タウン・ホール・ミーティング(市民集会)

における民衆のエネルギーは、極めて特徴的なものであった。すなわち、革命の渦中であって、イギリス本国からの独立という「解放」のエネルギーと自らの新しい社会を構築しようという「建設」のエネルギーとのバランスがとれていたという点において、したがって、言論がその本来の姿である自制力のきいた生き生きとした働きをしており、他の多くの革命と違って、武力や暴力によって代わられることがなかった、という点において稀有な事例であったというのが、その趣旨です。

たしかに『ヴァージニア権利章典』などはそのアメリカ独立の最も良質な部分の表出ともいえますね。

森口 『ヴァージニア権利章典』のようなものは、まれです。アメリカ独立の所産としては『マサチューセッツ憲法』とかいろいろあるんですが、やはり『ヴァージニア・ビル(章典)』よりおちますね。

そうしたものの背景には、ひとつには、G・メイソン(ジェファースンと同じ急進派)のような人の存在が大

きいと思います。『独立宣言』や『ヴァージニア・ビル』

のアーティクル一六の徹底した制度化といわれる『ヴァージニア宗教自由法』の起草者がジェファースンですが、彼は、非常に信仰のかたい人で、自らに厳しい規律を課して生きぬいている。(もともと、今の北米はキリスト教国とはとてもいえませんが……)しかも、人柄は寛大で、宗教の自由の徹底にもあずかって力があつた。そうした宗教的エネルギーというか、宗教性があつたからこそ、『ヴァージニア・ビル』のようなものができたのであって、それがなければ不可能ですよ、絶対に。だから、アメリカは、むしろ「聖なる力」に助けられて独立した、といってよいでしょう。その点、今のアフリカの国々の独立などとは、ずいぶん違う。

松島 『フランス人権宣言』の基礎に『ヴァージニア権利章典』があるということは、そこにみられる権利と義務とはバランス感覚というか、それが『人権宣言』にも反映されているということですね。

森口 いえ、反映されていないんです。『ヴァージニア・ビル』のアーティクル一五、一六のようなものは『人権

宣言』にはない。そこが違うわけです。ラファイエット公が「ヴァージニア・ビル」をそのままフランスへ持ち帰ればよいのに、一五、一六は外してしまつた。そこから「権利」とか「人権」というものの俗化というか墮落というか、無条件の自由、無条件の権利になってしまひましてね。エゴイズム一色に塗りつぶされてしまう流れになっていきます。

松島 少し、条文に即して、検証していただきましょうか。一七九一年フランス共和国憲法の前文は、こう始まっています。「国民議会として組織されたフランス人民の代表者達は、人権の無視、忘却または蔑視が公共の不幸と政府の腐敗の諸原因にほかならないことにかんがみて……」

森口 そこが重要だと思ふ。岩波文庫の訳とは違いますが、忘却または軽視ね、これがあるから「宣言」が必要となる。もし「人権」が明証的に意識されていて、日々みんなが覚えていれば、わざわざ「宣言」などする必要がない。そこが重要なんです。「どうして宣言などせねばならないか」というと、これは無知があり、忘却があ

り、または軽視されている。それが政府腐敗の理由だとされています。これが大きなポイントです。それから、もう少しお願いできますか。

松島 「……一つの厳肅な宣言の中で、人の譲渡不能かつ神聖な自然権を展示することを決意したが、その意図するところは、社会統一のすべての構成員がたえずこれを目前において、不断にその権利と義務を想起するようになるため、立法権および執行権の諸行為が——中略——常に憲法の維持および、その及ぼすすべてのものの幸福に向うものとなるためである。——その結果として国民議会は、至高の存在の面前で、かつその庇護の下に……」

森口 点をうった所を考えましょう。「至高の存在」(l'Être suprême)とあり、またその「面前でかつ庇護の下に」とありますね。ですから「人権宣言」にも、宗教性はあるんです。ただ『至高の存在』というのでは、ただちにキリスト教的ではない。キリスト教の三一神だけじゃない。使徒的・ローマン・カトリック教でなくともよい。その他のプロテスタント諸派であつてもよい。ま

たユダヤ教徒なら、ヤハヴェを指しうる(ただユダヤ教徒は、この第三人称単数形の神名をさへ畏れて、直接には呼ばず、必ず「主」という)。「ヴァージニア・ビル」では、クリスチャンとあつたでしょう(Ｊ・ロックのイギリス政治思想の立場)。ところが、フランスの『人権宣言』では、必ずしもクリスチャンの神じゃないですね。マホメット教ならアラアの唯一神を指すことができる。またゾロアスター教、正しくはザラスシュトラ(Zarathustra)教なら「アフラ・マズダー」という光(漢訳仏典の「阿修羅」と同じ語源(アスラ))になる。中国なら『詩経』にでる皇天上帝とその別名、インドでは古くは「ブラフマン」、今では「ヴィシュヌ神」か「シバ神」、あるいは日本の真言宗だったら大日如来です。日本の国家神道だったらお伊勢さんの内宮の祭神それぞれに、みな「至高の存在」でしょう。

だから、その意味は非常に曖昧でして「至高の存在の面前で」は——『日本国憲法』にはありませんが——「神教なら何にでも通用するように出来ているわけです。いわゆる普通名詞としての神であつて、本来のキリスト

教の三一神からは、かなり離れた表現なんです。「人権宣言」だと、人権の無知、忘却、軽視がなければ宣言などしなくてもいいが、それが現にあつたからあえて宣言した、ということがいえる。それでも至高の存在は全く忘却してはいません。宗教性はまだとにかくある。

それから、もう一つ。前の方に「神聖な」という形容詞がありましたね。「神聖な自然権」。しかし、「神聖な(sacré)」という形容詞は、本来、スーパーナチュラル、超自然的という意味です。「神聖な」を「超自然的な」というふうに言いかえると「超自然的な自然権」となり、非常に分かりにくい。厳密に言えば「神聖な」という形容詞は「自然権」にはかけられないはず。あの頃は御時世が御時世だったから仕様がなかったらうとも思いますが。あの草案を書いた人に文句をつける資格は私にはありません。しかし私は、どう考えてもおかしいということ、あえて申し上げます。

というのは、『人権宣言』を出して六年もすると、非キリスト教化、世俗化の火の手が上がり、脱宗教化、ニセ宗教化、それが、現在にまで及んでいるからです。歎

かわしいことですが、今では、人間を生物学的にのみ扱うことがほとんど常識になっております。

「人間が人間であること」の問いかけ

松島 先生のお話をうかがっていて、若いころに読んだG・マルセルの『人間、それ自らに背くもの』を思い出しました。ご存知のように、マルセルはそこで「大衆」と「普遍」というものを対置し、「精神」(エスプリ)であり「愛」(アムール)であるところの「普遍」(ユニヴェルセル)という立場から、現代の社会状況への鋭い批判を行っています。一九五一年の著作ですが、今なお、十分に生きていると思います。

ところで、思い出したというのは、その冒頭でマルセルが述べている言葉です。

「私の哲学上の仕事の全体は、それをダイナミックな姿のもとに観れば、抽象化の精神に対する休みなき執拗な闘いとしてあらわれている。——中略——民主主義それ自体ではないにしても、少なくともそれらの哲学的正当化をこころみる或る種のイデオロギーが、つねづね私

の心に不信の念をかきたてる原因の一つも、おそらくそこにある。私の生涯のいかなる時期においても、フランス革命が私に賞讃や愛着のようなものを感じさせたことはなかった。それというのも、非常に早い頃から私は、平等主義的ファナティシズムからくる弊害を識別していたからである」と。

マルセルは、さらにフランス革命の集団テロから、ナチズムやスターリニズムの残虐行為さえ連想しております。そこまですると「線引き」が大まかにすぎるのではないかという批判もでるでしょうが、半面、大衆化に抗して人間が人間であることの意味、尊厳性を守りぬこうとするマルセル的な視座も、決して失われてはならないと思います。

森口 それはシモーヌ・ヴェーユの最後の(三十三歳)著作の副題「人間が人間であるための義務、宣言へのプレリュード *Prélude à une déclaration des devoirs envers l'être humain* (1943)」と同じ精神です。本文は、「義務のイデオロギーは権利のイデオロギーに優先する」という文章で始まる。この本の英語版にはT・S・エリオットの序文がつ

いています。フランス革命が墮落していった一つの要因として、山岳党(ジャコバン派)のダントンとかロベスピエールとか、人材中の人材が次々に殺されてしまったこともあげられます。ロベスピエールなどは宗教心の強い人ですね。「至高存在の祭り」というのをやっています。しかし、孤立してしまつて、とうとう殺されてしまった。あとに残ったのは、出来の悪い人たちがばかりなんです。

そうしたなかで、一七九五年(共和暦三年)に総裁政府が成立し、その年の八月(実月)、『憲法』に「義務(*devoirs*)」が加わります。『日本国憲法』第三章とよく似ています。しつこいようですが、革命過程でも権利だけじゃなくて「権利および義務」といった時代があったわけですね。しかし、続いて第一帝政の頃になると、大分宗教的な事情が変わってくる。つまり実質的に世俗化の波が、ヨーロッパ全体を覆い始めます。『人権宣言』はみんな覚えたでしょうけれど、ナポレオンは、事実上独裁です。そこから復古王制、百日天下、ルイ十六世の弟ルイ十八世、ついでそのまた弟のシャルル十世と『人権問題』の意味は、あらゆる点で変わってくる。つまり、

フォイエールバッハやマルクスやニーチェ、これらに反対の護教家のキエルケゴール、そしてブーシェキンやドストエフスキーなどの出てくる精神風土になります。

その後、現在にいたるまで「人権問題」をめぐる状況は、様々な紆余曲折をたどっていますが、「ヴァージニア・ビル」に満ち満ちているような清冽な、瑞々しい人権感覚は、ついで回復されなかった。それどころか、どんどん悪くなっているといっても過言ではないでしょう。イタリアでしたか、ヌードのモデル女が何だかが、裸を売り物に国会議員に当選する——ひどいものです。

宗教を離れたヒューマニズムは悪

松島 先生の義憤はよく分かりますし、私もそう思います。「ヴァージニア権利章典」以来、人権感覚がデクリネーション(衰退)の一途をたどっているという歴史的な見方も、可能であると思います。

ただ、私としては、それと同時にもう少し「反時代的」ではなく「弁証法的」(この言葉も曲者ですが)な捉え方ができないだろうかと思うんです。人権というのは総体

的な概念ですが、その制度的側面に限ってみると、アメリカ、イギリス、フランスなどで、十八世紀に（基本的）人権が国家の基本法に盛り込まれたということは、日本などでは太平洋戦争に負けるまでそれがなされなかった点などと比べると、やはり、進歩といえるのではないですか。もちろん、万全ではないにしても、ないよりはいい……。

森口 いや、明治憲法にも「権利および義務」というのはありますよ。あれは、ドイツのを真似したんです。

松島 しかし、それはいわゆる「憲法三原理」という形で制定されたものではなかったでしょう。明治憲法から日本国憲法への推移も含めて、制度的保障を中心に、やはり進歩ではないですか。

森口 そうですね。そこは条件つきでしょう。先ほど、松島さんが「宗教を離れたヒューマニズムは悪である」というシモーヌ・ヴェーユの言葉を出していらしたけれど、彼女は、「宗教なき進歩は悪である」とも書いています。そういう厳しい条件つきでなら、進歩といってよいかもしれません。

松島 もちろん、条件つきだと思います。ですから、私

は先ほど、『日本国憲法』が要請するヒューマニズムの「質」や「純度」ということを申し上げたんです。

森口 その点は、たしかにおっしゃる通りです。ただ、ヒューマニズムという言葉は、エラスムスなど古典復興者は別として、もともとホモセントリシズム（人間中心主義）から来ています。それは、十五世紀までのテオセントリシズム（神中心主義）の反対概念でして、それが、エゴセントリシズム（自己中心主義）となる。そこから「セント」がとれてしまつてエゴイズムに堕ちる——そういう歴史的背景があります（エゴティズムのことは省きます）。松島 そうした背景をうかがえば「神なき時代のヒューマニズム」というものが、エゴイズムに堕していった理由も、分かるような気がします。そうであればあるほど「憲法三原理」のようなものを内実化させていくためには、シモーヌ・ヴェーユが表現していたように、宗教的な基礎なり契機というものが、不可欠になってきますね。

森口 それがなければ、不可能です。——まあ、「ヴァージニア・ビル」の精神を忘れなかったならば（アメリカの現状はひどいものですが）、という厳しい条件つきで、

今日までの人権をめぐる法制史的な展開を、一応進歩とってよいでしょう。ただ、敗戦後、昭和二十三年頃までの沖縄住民は、ペンタゴン直属の米軍政府によって奴隷扱いされています。

ところで「憲法三原則」ということで、ひとこと申し上げておきたいことは、憲法をめぐる論議で、半ば意図的だと思いますが、天皇の存在がなおざりにされすぎている、ということです。

昭和二十一年十一月三日の憲法公布記念式典の勅語の最終段落は「朕は国民と共に……」で始まっています。また、『日本国憲法』の前文の前の文章でも「朕は……」ではじまって、吉田茂その他の閣僚の副署があり、帝国憲法の憲法改正に関する第七三条によって改正されています。ところが、多くの法律学者は、「反動」呼ばわりを恐れてこの点に触れたがらない。その部分が英文にはない、などといっている。もし、この部分の英文があれば、それはGHQ自身の『ポツダム宣言』違反の惧れがあります……。

次に前文ですが、英文では（We, the Japanese people…）

が主語です。英文では、We（第一人称複数）で始まりますが、日本語では、このWeを省いている。「我々」が訳されず、いきなり「日本国民は」です。するとこれは第三人称複数で、まるで他人事のように読める。

そうしますと、これは一体欽定改正憲法なのか、条約憲法なのか、民定憲法なのか、合議憲法なのか、例外なのか、それがまず問題になる。まあ例外といっておくのが安全でしょう。難産憲法かな。私は「誤訳憲法」といいたいですが、これはセマンティクス（意味論）が絡むからこの位にしておきます。

一般的には、民定憲法にしている学者が多いようですが、この時期では、少なくとも吉田茂その他は、やはり朕の臣民でしょう。しかも「……公布せしめる」とある。使役命令文です。だから『日本国憲法』公布で、天皇の意志が重大な位置をしめていることを否定する人たちは、日本語を知らない日本人ということになりましょう。この問題は深入すると傷つく方もおられるけれど、私は、いま申した通りです。陰暦元旦の四方拝で天皇は大祭司であつて神ではありません。

それから『日本国憲法』の第一章第七条に天皇の国事行為が十あげられていますね。あれは大変なものですよ。天皇がよろしいとおっしゃらなければ、憲法改正の公布はできない。また天皇がおられなければ、国会も召集できないし衆議院の解散もできない、*yes*です。

松島 たしかに、論理的には、おっしゃるとおりだと思います。また、天皇という存在をタブー視したり、「臭いものに蓋」式に遠ざけたり避けたりすることは、決してよくありません。また『日本国憲法』にしても、成立過程を含めてのある種の「いかがわしさ」も素直に議論した方がよいと思います。その点、先生のご発言は筋が通っており、スベードをスベードといいきる勇氣ある発言であると思います。

その上で、もし先生が、現人神天皇制やかつての国家神道のようなものが、今後の日本人の精神界を支える内面的な規範、エートスのようなものたりうる、と考えておられるとすれば、私としては「異」を唱えざるをえません。とくに国家神道などは、戦前、戦中の国粹派に利用されており、ぬぐい難い「前科」をもっています。こ

れからの国際化時代にあつて、とうていこの任に耐えうとは思えないからです。

まあ、その点は措くとして、先生の著書『現実』の中に、非常に感銘深い一節がございます。「……われわれ一人残らずの義務は、むしろ水素爆弾が禁止されてよいもの、禁止されねばならぬもの、一も二もなく悪しきもの、と断言するための十分な理由となりうるおのが生命を、おのがじし生き延びていること、そしてそれが如何なる生き方なのかをまず知る、ことであるのだ」と。

これは、大変重要な実存的、宗教的な問いかけでして、人間究極においてエゴイズムと絶縁することは不可能にしても、エゴイズムの悪をそれと自覚しようともせず、自堕落な日常を送っているような生命には、原水爆の悪をいう資格などない——ということですね。実際、おっしゃる通りでして、世にある平和運動などにつきまとう「うさん臭さ」もそこに起因していると思います。

ところで、先生『日本国憲法』の前文などには、「……崇高な理想を深く自覚する」「……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」「……決意した」といった言葉

が頻出してきます。国家次元と個人の次元とは当然違いますが、これらの「自覚」「信頼」「決意」などという言葉は本来の語義からいえば、まさに先生の実存的、宗教的な問いかけと究極においてかわってきますし、人権感覚の内実そのものであると思うんです。もともとそういうと先生から、それなら、なぜ主語の We を省いてしまったのか、と反問されるかもしれません……。

森口 いうまでもなく『日本国憲法』は、GHQが作ったものの翻訳です。その限りGHQは『ボツダム宣言』に自ら違反しています。それに『ボツダム宣言』自体、戦時国際公法違反の疑いがある。そして下手くそです、あの日本語訳は。また、マッカーサー、GHQの英文も、格調がない。要するに、反キリスト教的であることも明白です。彼らは、戦争に勝ったからあんなことがいえたんで、大体、その後あるいは現在でもいい、アメリカがソ連を信頼していますか。

松島 それは、当然そうなんです。しかし一方「核時代」とか「核状況」を考えてみると、国家同士が、いつまでも強盗同士のような関係であつていいはずがないし、だ

いいち核兵器などという物騒なものを手にしているのだから、危険極まりないですね。ですから一朝一夕にはいかなにしても、何らかの新しい秩序作りをしていかなければならない。大仰な言い方になりますが、それが「核時代」に課せられた人類史的課題であると思うんです。黙示録的、というか——。

そこで、日本なども「信頼」をいうなら、他国のことよりも、まず自分自身がそれに値する日本であるかどうか、日本人一人一人であるかどうかを問わなければならない。常にそのように問い、自らを鍛えていく主体的な動きがなければ「信」だとか「信頼」だとかを口にする資格はないし、「人権」など絵空事に終わってしまうと思います。先生の実存的、宗教的な問いかけは、そのことを要請していると思うんです。仏法では「同苦」といつておりますが……。

森口 「喜ぶ者と共に喜び、泣く者と共に泣け」——これは、キリスト教の精髓です。仏教と紙一重です。それから「神道」のことは、福永先生の「道教」研究をよく読んで考える必要がある（平田篤胤くらいからおかしくな

る。今日、靖国問題がいろいろいわれていますが、私は、国の英霊までを非難するのはおかしいと思います。

「黙示録的」といわれましたが、今、核兵器はまだまだ質の改善？に大わらわだし、エイズもはやっている。あれはやはり神様の警告ととるべきでしょう。このような悪魔的な現象は、人間だけの手によるものではありません。人間を越えたものからの黙示という以外にない。

アポカリユプシスⅡ黙示という言葉が定着しています。が、実は「漢訳聖書」からの借語です。アポカリユプトーとは「開く」ということでしょう。「黙」ではない、逆なんです。ドイツ語訳では Offenbarung です。

松島 すると、現代文明に色濃く見られる退廃現象などは、終末論的な観点から捉えられるわけですか。

森口 終末論的というよりも、救済的、観点から捉えますね。終末は「相対的な」と「絶対的な」とがあるから。

松島 そうすると、神の「セカンド・アドヴェント」ということで、内村鑑三の唱導していた「再臨運動」などと重なってきますか。

昂揚の風潮に抗する内村の反戦論には、二つの「J」とりわけイエスの「J」を押さえていることによる叫びの強さのようなものが感じられます。

森口 それは日露戦争の時ならわかります。しかし、昭和初年ですから、まあ、悲鳴でしょうね。二つの「J」といっても、どちらをとるんだといわれたらどうしますか。内村さんは昭和五年に死んでよかった。六年になったら満州事変、十二年には上海事変でしょう。そうしたら、内村さんは、一体どうするんですかね。

松島 それは、平重盛じゃありませんが、ジレンマが生ずることは事実でしょう。しかし、単なるナショナリスでもない。また単なるコスモポリタンでもない一つの架橋作業を生きたという緊張感があります。かつて、この内村門下が、太平洋戦争中に、聖戦派と反戦派とに分かれていったように、その架橋作業が必ずしも成功したとはいえませんが……。それにしても、森口先生の前で、内村鑑三のアポロジをやるはめになるとは、ついぞ思ってもいませんでしたが、長時間になりますので、この辺で終わらせていただきます。ありがとうございました。

森口 内村さんの晩年の再臨強調は、少しおかしいと思います。アイザック・ニュートンが死ぬ前に同じ様なことをしています。以前、お会いした時は、内村鑑三を非常に尊敬するといいましたが、今はそうは思いません。一番身近な愛弟子の塚本虎二や藤井武などと、みな喧嘩別れしているでしょう。そうなると、憎しみばかり残って、キリスト教のアガペーⅡ愛でも何でもなくなってしまう。

松島 内村鑑三に関連して、いわゆるアイデンティティの問題なんです。昨年、北海道大学で行われた日本平和学会でも、大きな問題になっていましたが、やはり、平和とか人権とかを考えていくと、究極のところ、アイデンティティの問題へ行きつくと思うんです。「民族」だとか「血」だとかいう執拗にからんでくる問題を、どう乗り越えていくか——と。

その点、内村鑑三が有名な二つの「J」、つまり、イエス(Jesus)と日本(Japan)の二つを押さえていたということに、ある種の先駆性を感じるんです。矛盾なくおさまっていたかどうかは別にして、滔々たる愛国主義的戦意

註

(一) 森口美都男『現実—哲学論集(二)—』(京都・見洋書房、一九八一年)

補註

草野心平氏篇の宮沢賢治詩集の解説を見ると、賢治は高農時代の親友に送った手紙に、「……私はいまや無職、無宿のならず者、たとえおやじを温泉へ出し、私は店を守るとして……私は実はならずもの、ごろつき、さきし、ねじけもの、うそつき、かたりの隊長、ごまのはいの兄弟分、前科無数犯、弱むしのいくじなし、ずるもの、わるものの偽善会々長です……」と書いている。そして「賢治は自らを修羅と言っていた様に内部の矛盾と常に闘っていた。それら内部の複雑なカオスを統制していたのは法華経であった。信者としての熱い愛であった」と草野氏は書いておられる。この告解を世界中の人が、一人のこらず本心から行う前には、「世界市民」(カント)などという説は空語でしかない、と私(森口)には思われます。「永久平和論」を書いたカントは、「救す愛」を知らなかったと思えるのです。もちろん、彼を裁いたりする気は毛頭ありませんが……。

(もりぐちみつお・京都大学名誉教授)
(まつしまきよし・聖教新聞社論説委員長)